

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況（平成28年度）について（概要）

総括：基本計画（第3次）に基づき施策を着実に推進。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校における教育・啓発の推進

- － 学校における情報モラル教育の一層の推進を図るため、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナー及び情報モラル教育推進フォーラムを開催〔文部科学省〕
- － 児童生徒、保護者、教職員等を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」につき、対象学年を小学校5年生から3年生に引き下げたほか、フィルタリングに特化したe-ネットキャラバンPlusを新設〔総務省、文科省〕

2. 社会における教育・啓発の推進

- － インターネットトラブルの実例及びその予防法と対処法について掲載する「インターネットトラブル事例集」を作成（平成28年度版は低学年のネット利用に配慮した内容とした）〔総務省〕
- － 警察庁、都道府県警察、全国NPO等と連携したインターネット安全教室を開催（84回、約4800人参加）〔経済産業省、警察庁〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

- － インターネットの適切な利用に関する各省庁連名による啓発資料を作成・公開〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、厚生労働省〕

4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- － 一社）全国携帯電話販売代理店協会において、業界の自主的な取り組みとして、消費者保護と関係法令を遵守する旨や青少年利用環境整備に寄与する旨を自ら宣誓した店舗について認定する「あんしんショップ認定制度」を実施（29年4月現在 5,331店舗を認定）〔総務省〕
- － 青少年のインターネット上の危険・脅威に対応するための能力等を可視化するため、全国の高校1年生相当の青少年（89校、約14,800名）を対象にテストを実施〔総務省〕

5. 国民運動の展開

- － 平成29年の春の進学・進級の時期に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等と連携して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、集中的に取組を展開〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、厚生労働省〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

- － フィルタリングの普及促進のため、店頭啓発素材の共通化及びフィルタリングサービスの名称・アプリアイコンの統一を実施〔総務省〕
- － 児童生徒、保護者、教職員等を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」につき、フィルタリングに特化したe-ネットキャラバンPlusを新設〔総務省、文科省〕〔再掲〕
- － 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の機会を捉え、大手家電流通協会や一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会によるフィルタリングの普及啓発に関する取組を支援〔経済産業省〕

2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進

- － 携帯電話事業者において無線LANにも対応可能なアプリフィルタリングソフトを提供。第三者機関において個別サイト・アプリに対応した認定スキームを運用〔総務省〕
- － インターネット・ホットラインセンターが一般のインターネット利用者から通報された情報を、フィルタリング提供事業者等に提供〔警察庁〕

3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

- － 都道府県警察において、保護者説明会等の学校諸行事の機会における啓発活動を実施（約30,000回、保護者約39万5,000人、児童生徒約370万人参加）〔警察庁〕
- － 有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、全国7か所で学習・参加型のシンポジウムを開催、ネットにつながる機器への対応方法などについて、青少年自身が研修し、学んだ成果を発信するワークショップを実施〔文部科学省〕

4. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

- － 青少年及びその保護者を対象としたインターネット利用環境実態調査を実施〔内閣府〕

3. 民間団体等の支援

1. 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援

－ トラブル・犯罪被害への対応方法のアドバイス等を盛り込んだ児童生徒向けの啓発資料を作成し、各都道府県教育委員会、関係機関、全国の小・中・高等学校等に配布〔文部科学省〕

2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

－ プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会にオブザーバーとして参加し、業界団体によるガイドラインの策定や改定等の取組を継続的に支援〔総務省〕

3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援

－ 都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施〔警察庁〕

4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

－ 安心ネットづくり促進協議会における調査活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施〔総務省、内閣府、経済産業省、文部科学省〕

4. その他重要事項

1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進

- － 児童ポルノ事犯の増加を踏まえたサイバー犯罪の取締りの強化、推進
- － 被害児童が多く確認されたコミュニティサイトを中心に、事業者に対する自主的な取組の強化を要請〔警察庁〕
- － 福祉犯罪から児童を保護するためサイバー補導により、児童へ直接、指導を実施〔警察庁〕
- － 児童ポルノ流通防止対策専門委員会に参加し、必要な情報提供や助言等を行うとともに、インターネットコンテンツセーフティ協会に対して児童ポルノ情報を継続的に提供し、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等が実効的にブロッキングを実施できるよう支援〔警察庁〕

2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

－ インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の違法・有害情報の削除依頼を実施〔警察庁〕

3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

- － 専用相談電話（子どもの人権110番）やインターネット（SOS-eメール）による相談の受理、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布等を実施。〔法務省〕
- － 法務省人権擁護機関からプロバイダ等に対し、名誉毀損・プライバシー侵害情報の削除を要請〔法務省〕

4. 迷惑メール対策の推進

－ 特定電子メール法違反が疑われる送信者に対する警告メールを3,000件以上送信したほか、違法性が確認された13,000件以上のメールに関する情報を送信元プロバイダに通知し、利用停止等の自主的な取組を促した。〔総務省、消費者庁、経済産業省〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制

－ 青少年インターネット環境整備推進課長会議を計3回開催。〔内閣府〕

2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

－ 全国3か所において、国・地方公共団体・民間団体が連携して、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。〔内閣府〕

3. 国際的な連携の促進

- － インターポール国際サイバー犯罪専門家グループ会合に出席し、各国と取組に関する情報交換を実施〔警察庁〕
- － OECDデジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会（SPDE）において、日本における取組及びILASに基づく分析結果について報告。〔総務省〕